


## ゴミの分け方・出し方について

あなたの町内のゴミステーションでは、適切な分別がされずに排出されたゴミや資源物が、回収されずに残されていたことはないでしょうか？

分別が適正になされていないゴミ袋については収集業者が不適正排出として回収せず残していきますので、自分の出したゴミがちゃんと回収されたか確認をお願いいたします。ステーションを管理している地域の方が、回収されなかったゴミで大変迷惑しています。

### ●家庭ゴミの分け方・出し方のルールは、次のとおりです。

- ① 燃やすごみ・燃やさないごみは町指定のごみ袋（有料）に入れてステーションへ排出する。
- ② 燃やすごみ・燃やさないごみは収集日の朝8時30分、資源物は収集日の朝9時までにステーションへ排出する。
- ③  の表記があり、汚れていないものは資源物（プラスチック製容器包装類）として排出する。
- ④ 資源物は収集曜日や出し方が書かれた看板が立つステーションへ排出する。
- ⑤ プラスチック製容器包装類は透明・半透明の袋に、ペットボトルはキャップとラベルを外して備え付けの網に入れ排出する。
- ⑥ 自分が排出したゴミが収集されたかを確認する。
- ⑦ 事業所から排出されるゴミは、ステーションへは排出できない。

ゴミの分け方・出し方が不十分で、収集時に分別が不適正と判断され残された袋には、回収できない理由が書かれたシールが貼られます。自分の出したゴミが残された場合は一度持ちかえり、再度正しく分別して次回収集日に排出しましょう。排出ルールや詳しい分別については町発行の冊子、『家庭ごみの「分け方・出し方」』で確認してください。

また、限られた資源を大切にするため、資源物として排出できるものは、きれいに洗淨し資源物として排出をお願いします。

※冊子をお持ちでない方は環境対策課窓口で無料配布しています。また町ホームページからダウンロードできます。

悪質な不適正排出は、不法投棄として法律により厳しく罰せられます（5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金）。いま一度、適切な分別ができていますかご確認をお願いします。

問合せ 環境対策課 廃棄物対策グループ ☎21-2118

## 野焼きの禁止について

### ●野焼きとは？

適法な焼却施設以外で廃棄物（ごみ）を燃やすことを「野焼き」といい、地面で直接焼却を行なう場合だけでなく、ドラム缶・ブロック囲い・素掘りの穴での焼却行為も含まれます。一般家庭でのごみの焼却行為は「野焼き」に該当します。

### ●野焼きは法律で禁止されています。

野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。悪質な野焼きを行なった者には5年以下の懲役、1000万円以下の罰金のいずれかまたはその両方が科せられます。（同法第25条第1項第15号）

### ●例外として認められているもの

- ・風俗習慣上または宗教上の行事を行なうために必要な廃棄物の焼却

<例> 「どんど焼き」など

- ・農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の消極

<例> 畑での病虫害予防のための農作物（つる等）の焼却や水田での稲わらの焼却など

注：農業、林業または漁業の営む場合であっても、「やむを得ない」と認められないもの（家庭ごみなど）の焼却は例外として認められません。

- ・たき火などの焼却であって軽微なもの

※例外的として認められている場合でも野焼きは必要最小限にとどめてください。

やむを得ず行なう場合は、風の向きや強さ・時間帯・周囲の環境などに十分配慮して焼却を行なってください。

※近年、「野焼き」により検挙される件数が増えており、高額な罰金刑に処される場合も多くみられます。

また、建造物への飛び火の被害も増えており大変危険です。「野焼き」は絶対にしないよう注意願います。

問合せ 環境対策課 廃棄物対策グループ ☎21-2118